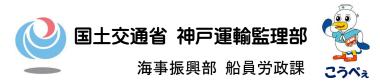
NEWS RELEASE

平成30年3月20日資料配布



船員に関する特定最低賃金の改正について

~神戸海上旅客運送業と神戸漁業(沖合底びき網)4月18日発効~

神戸運輸監理部は、管内3業種のうち2業種(神戸海上旅客運送業、神戸漁業(沖合底びき網))の 船員に係る特定最低賃金を改正し、4月18日(水)から発効することとしました。

神戸運輸監理部は、近畿地方交通審議会(会長 尾崎 裕)より、神戸海上旅客運送業最低賃金及び神戸漁業(沖合底びき網)最低賃金の改正に関する答申を受けて、答申どおり改正することを決定し、 4月18日から下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

なお、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業は改正作業中のため、決定次第お知らせします。

業種	職種	最低賃金額	引上げ額
神戸海上旅客運送業	職員	243, 800円	1, 100円
	部員	182, 000円	1, 100円
神戸漁業 (沖合底びき網)	1人歩船員	199, 900円	100円

※適用地域、適用する使用者及び適用する船舶の範囲

•適用地域

神戸運輸監理部管内(兵庫県)

•神戸海上旅客運送業

旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする 総トン数100トン未満の船舶及び100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶 の最大速力で、2時間以内に往復できる区域内に限定されている船舶の船舶所有者

・神戸漁業(沖合底びき網)

沖合底びき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者

(注)一人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、 歩合給の算定にあたって基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程 度の船員をいう。

配布先	問い合わせ先	
神戸海運記者クラブ	神戸運輸監理部 海事振興部 船員労政課	
	担当:戸井、岸本	
	電話:078-321-3149(直通)	